

調停申立書（親権者変更）

平成17年12月2日

神戸家庭裁判所 伊丹支部 御中

申立人代理人

弁護士 ○○○○○○

本籍 ○○県○○市○○町○○○○○

住所 同上

申立人 父親X

昭和○○年○月○日生

職業 会社員

（送達場所）〒○○○-○○○○ 神戸市○○区○○○○○○○○○○

神戸○○法律事務所

TEL ○○○-○○○○

FAX ○○○-○○○○

申立人代理人

弁護士 ○○○○○○

本籍 ○○県○○市○○○○○○○

住所 同上

相手方 母親Y

昭和○○年○月○日生

本籍 相手方に同じ

住所 相手方に同じ

事件本人 A子

平成○○年○月○日生



本人を育てることは、転居先でも可能と推認されるのに対し、申立人は現在の勤務会社（派遣会社）に転職したばかりで、月額20万円以上の給与を得るためには残業を余儀なくされると認定し、申立人には両親の、相手方には父親の協力が期待でき、申立人と相手方との監護意欲や能力に大差ないものの、事件本人の監護環境としては、相手の方が優れているといい、事件本人が幼少で、母性的監護が求められていることなども勘案すると、事件本人の親権者を相手方とすることが子の福祉に合致するとして、相手方を事件本人の親権者と指定した一審判断を支持した（甲第6号証）。

4(1) 裁判所が事件本人の親権者として申立人より相手の方がより適当だと認定した一番の大きな理由は、相手方が医師で相当額の収入を得ている（勤務先が変わっても得られるであろうと推測される）のに対し、申立人の収入が少なく、月20万以上の収入を得るためには夜遅くまで残業をしなければならないということにあった。

しかし、この点については、申立人は、上記のとおり平成17年6月1日からもと務めていた会社が設立した会社に正社員として迎えられ、収入も月収手取り20万、他に年2回のボーナスの支給がある条件なので、生活の基礎が安定したし、平成17年8月末に両親宅で生活するようになって、経済的にもその他の生活の面でも生活環境が格段に改善された。

(2) なお、一、二審判決は、事件本人が幼いから母親である相手方が親権者として適当だともいうが、事件本人が幼いからなぜ母親が適当なのかは具体的に明らかにしていない。一般的には母親は愛情深く子を慈しみ、きめ細かく子の世話をするからということであれば、そのような育て方を事件本人にしてきたのはまさに申立人である。

申立人こそが、幼い（といっても満4歳になったが）事件本人の親権者として適任である。

5(1) 申立人は、二審の判決確定後月1回の割で事件本人と面接交渉してきたが、その都度事件本人は、「お父さんのところに行きたい」と申立人にしがみついて言う。8月の面接交渉は、2泊3日申立人の両親宅で過ごしたが、この時も、事件本人は泣いて帰るのを嫌がった。

もともと婚姻中も申立人のそばにくっついて離れなかった事件本人のことを思うと、申立人は、事件本人と離れて暮らすのが耐え難い。

(2) 事件本人の左目が弱視でほとんど見えない程の状態であることが平成17年10月中旬頃判明した、と最近申立人は相手方から知らされた。病名は「不同視弱視」である。視力回復のためには、長期間根気よく矯正することが必要であるため、周囲の者の協力が非常に重要であるといわれている。

事件本人に対するこれ迄の育児の中で、事件本人に合わせて根気よく育児をすることが必要な部分はすべて申立人が行ってきた。

今、事件本人に求められている視力矯正を含むきめ細かい育児をすることは相手方には到底無理であり、申立人であればできることである。申立人の両親も申立人が事件本人を養育していくにつき、できる限りの協力を約している。

なお、相手方は離婚訴訟の一審において、離婚後は実家に戻り、父親の（母親は既に死亡）協力を得て事件本人を養育すると言っていたが、実際は、実家に戻らず、事件本人と2人でレオパレスに住んで生活している。

#### 添付書類

- |   |              |                     |
|---|--------------|---------------------|
| 1 | 甲第1号証        | 戸籍謄本（申立人）           |
| 2 | 甲第2号証        | 住民票（申立人）            |
| 3 | 甲第3号証        | 戸籍謄本（相手方）           |
| 4 | 甲第4号証        | 戸籍の附表（相手方）          |
| 5 | 甲第5号証        | 判決（一審）              |
| 6 | 甲第6号証        | 判決（二審）              |
| 7 | 甲第7号証乃至第11号証 | 写真                  |
| 8 | 甲第12号証       | ダウンロードファイル「アイマンスリー」 |

以上